SYSTEM FOR SENDING DOCUMENT AND METHOD THEREFOR

Publication number: JP11175607

Publication date: 1999-07-02

Inventor: HIROTA JUNKO; TAKEUCHI SATOSHI; YAMABE

KOICHI

Applicant: HITACHI LTD

Classification:

- international: G06Q50/00; G06Q10/00; G06Q20/00; G07F17/16;

G06Q50/00; G06Q10/00; G06Q20/00; G07F17/00;

(IPC1-7): G06F17/60

- **European:** G07F17/16

Application number: JP19970352243 19971205 Priority number(s): JP19970352243 19971205

Also published as:

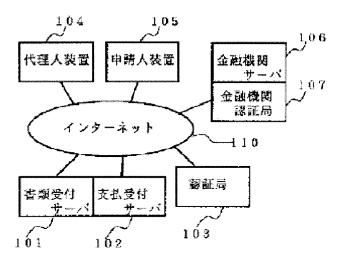
E P0921484 (A2)
US 6868402 (B1)
E P0921484 (A3)
CN16 04095 (A)
CN14 97482 (A)

more >>

Report a data error here

Abstract of **JP11175607**

PROBLEM TO BE SOLVED: To properly attain electronic document sending and charge payment through communications without preparing any special account such as preliminary deposit account by connecting a payment accepting server with a network, and requesting charge payment to the payment accepting server by an applicant device. SOLUTION: An applicant is connected from an applicant device 105 with a payment accepting serve 102, and a charge payment processing is operated. The payment accepting server 102 is connected with a financial institution server 106, and the collation of the credit of the applicant is executed, and a payment certificate is transmitted to the applicant device 105. The applicant adds a payment certificate to document data, and transmits it to a substitute device 104. A substitute receives data by the substitute device 104, and temporarily preserves the data. In an arbitrary period, the substitute transmits the data to a document accepting server 101. The document accepting server 101 receives the data (data obtained by adding the payment certificate to the document data), verifies the payment certificate, and preserves the document data.



Data supplied from the esp@cenet database - Worldwide

(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開平11-175607

(43)公開日 平成11年(1999)7月2日

(51) Int.Cl.⁶ G 0 6 F 17/60

識別記号

FΙ

G06F 15/21

Z

審査請求 未請求 請求項の数6 FD (全 20 頁)

(21)出願番号

特願平9-352243

(22)出願日

平成9年(1997)12月5日

(71)出願人 000005108

株式会社日立製作所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

(72)発明者 廣田 純子

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5030番地 株

式会社日立製作所ソフトウェア開発本部内

(72)発明者 武内 敏

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5030番地 株

式会社日立製作所ソフトウェア開発本部内

(72)発明者 山部 浩一

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5030番地 株

式会社日立製作所ソフトウェア開発本部内

(74)代理人 弁理士 矢島 保夫

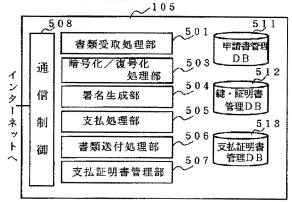
(54) 【発明の名称】 書類送付システムおよび方法

(57)【要約】

【課題】インターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう際に手数料の支払いが必要な場合において、予納口座のような特別な口座を作る必要が無く、クレジットカードや銀行口座から別フェーズで引き落とし処理を行なうことも無く、また料金を支払う者と書類の提出を行なう者とが異なる場合でも適正に書類提出とその料金支払いを行なうことができる書類送付システムおよび方法を提供することを目的とする。また、通信で電子的な書類提出を行なう場合に、悪用を許すことなく、提出日時を合理的に決定する仕組みを備えた書類送付システムおよび方法を提供することを目的とする。

【解決手段】ネットワーク上に支払い受付サーバを設け、該支払い受付サーバに対して支払い依頼を出せば、支払い受付サーバが信用照会を実施し、料金の支払いが保証される場合にはその旨を示す改ざん不可能な形式の支払い証明書を発行するようにする。書類を提出する際には、この支払い証明書を付して送信する。

申請人装置の構成



1

【特許請求の範囲】

【請求項1】ネットワーク経由で、申請人装置から書類 受付サーバに対して書類を送付する書類送付システムに おいて.

前記ネットワークに、支払い受付サーバを接続し、 前記申請人装置は、前記支払い受付サーバに対して、支 払い金額を指定して料金支払いを依頼する手段を備え、 前記支払い受付サーバは、前記申請人装置からの料金支 払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用照会を 実施する手段と、該信用照会で前記申請人の料金支払い が保証されることが判明したときには、該料金支払いが 保証される旨を示す支払い証明書を改ざん不可能な形式 で作成し、前記申請人装置に送信する手段とを備え、

前記申請人装置は、送付する書類に前記支払い証明書を付して改ざん不可能な形式である支払い証明書付き書類とし、前記書類受付サーバに送信する手段を備え、

前記書類受付サーバは、前記申請人装置から送られてきた支払い証明書が未使用のものであることを確認した後、該支払い証明書付き書類を保管する手段を備えたことを特徴とする書類送付システム。

【請求項2】ネットワーク経由で、申請人装置が送付したい書類を、代理人装置が代理して書類受付サーバに対して送付する書類送付システムにおいて、

前記ネットワークに、支払い受付サーバを接続し、

前記申請人装置は、前記支払い受付サーバに対して、支払い金額を指定して料金支払いを依頼する手段を備え、前記支払い受付サーバは、前記申請人装置からの料金支払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用照会を実施する手段と、該信用照会で前記申請人の料金支払いが保証されることが判明したときには、該料金支払いが30保証される旨を示す支払い証明書を改ざん不可能な形式で作成し、前記申請人装置に送信する手段とを備え、

前記申請人装置は、送付する書類に前記支払い証明書を 付して改ざん不可能な形式である支払い証明書付き書類 とし、前記代理人装置に送信する手段を備え、

前記代理人装置は、受信した支払い証明書付き書類を前記書類受付サーバに送信する手段を備え、

前記書類受付サーバは、前記代理人装置から送られてきた支払い証明書が未使用のものであることを確認した後、該支払い証明書付き書類を保管する手段を備えたこ 40とを特徴とする書類送付システム。

【請求項3】ネットワーク経由で、申請人装置から書類 受付サーバに対して書類を送付する書類送付システムに おいて、該書類の送付に伴う料金の支払いを受付ける支 払い受付サーバであって、

前記申請人装置からの料金支払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用照会を実施する手段と、

該信用照会で前記申請人の料金支払いが保証されること 方向関数をが判明したときには、該料金支払いが保証される旨を示 改ざん不可 す支払い証明書を改ざん不可能な形式で作成し、前記申 50 テップと、

請人装置に送信する手段とを備えたことを特徴とする書 類送付システムの支払い受付サーバ。

【請求項4】ネットワーク経由で、所定の装置から書類 受付サーバに対して書類を送付する書類送付システムに おいて

前記書類を送付する装置で、送付したい書類データに一方向関数を施して圧縮データを取得し、該圧縮データを 改ざん不可能な形式で前記書類受付サーバに送信する手段と、

前記書類受付サーバで、受信した圧縮データを記憶した のち、前記書類を送付する装置にチケットを送信する手 段と

前記書類を送付する装置で、チケットを受信したら、送付したい書類データの前記書類受付サーバへの送信を実行する手段と、

前記書類受付サーバで、前記書類データをすべて受信したら、該書類データに前記一方向関数を施して得た圧縮データと、前記記憶してある圧縮データとを比較し、それらの圧縮データが一致することを確認する手段とを備20 えたことを特徴とする書類送付システム。

【請求項5】ネットワーク経由で、申請人装置から書類 受付サーバに対して書類を送付する書類送付方法におい て、

前記ネットワークに、支払い受付サーバを接続するとと もに

前記申請人装置から、前記支払い受付サーバに対して、 支払い金額を指定して料金支払いを依頼するステップ と、

前記支払い受付サーバにより、前記申請人装置からの料 30 金支払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用照 会を実施するステップと、

該信用照会で前記申請人の料金支払いが保証されることが判明したときには、該料金支払いが保証される旨を示す支払い証明書を改ざん不可能な形式で作成し、前記申請人装置に送信するステップと、

前記申請人装置により、送付すべき書類に前記支払い証明書を付して改ざん不可能な形式である支払い証明書付き書類とし、前記書類受付サーバに送信するステップと、

10 前記書類受付サーバにより、前記申請人装置から送られてきた支払い証明書が未使用のものであることを確認した後、該支払い証明書付き書類を保管するステップとを備えたことを特徴とする書類送付方法。

【請求項6】ネットワーク経由で、所定の装置から書類 受付サーバに対して書類を送付する書類送付方法におい て

前記書類を送付する装置で、送付したい書類データに一方向関数を施して圧縮データを取得し、該圧縮データを 改ざん不可能な形式で前記書類受付サーバに送信するス

3

前記書類受付サーバで、受信した圧縮データを記憶した のち、前記書類を送付する装置にチケットを送信するス テップと、

前記書類を送付する装置で、チケットを受信したら、送付したい書類データの前記書類受付サーバへの送信を実行するステップと、

前記書類受付サーバで、前記書類データをすべて受信したら、該書類データに前記一方向関数を施して得た圧縮データと、前記記憶してある圧縮データとを比較し、それらの圧縮データが一致することを確認するステップと 10 を備えたことを特徴とする書類送付方法。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】本発明は、電子データで各種の書類を送付・受付し、該書類の送付・受付に伴う料金の支払いやその支払い受付を行なう書類送付システムおよび方法に関する。

[0002]

【従来の技術】近年、インターネットのようなオーブンなネットワーク環境において、各種の書類データの授受 20 や商取引が行なわれるようになってきており、将来的にもさらに多種多様な形態になることが予測される。例えば、現在、特許庁への出願書類などの提出は、提出者が、直接、ダイヤルアップで特許庁のサーバに接続し提出書類データを送信することが可能になっているが、将来的にはインターネット経由で接続することが考えられる。一方、不動産登記や商業登記など、あるいは役所での住民票その他の証明書の発行業務などでは、申請する者が登記所や役所に直接出向いて書類(各種申請書)を提出して手続する必要があるが、このような業務も将来 30 的にはインターネット経由で実施できるようになることが考えられる。

【0003】このようにインターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう場合、その書類提出に伴って手数料の支払いが必要なことがある。特許庁、登記所、あるいは役所などの官公庁に対して提出する書類では、印紙や証紙などを購入しそれを提出書類に貼付して提出する形態をとることが多いが、通信で書類提出を行なう場合には何らかの手数料支払いの仕組みが必要となる。特許庁の電子出願システムでは、あらかじめ書類提 40出者が予納口座に幾らかの金額を振込んでおき、特許庁の側のシステムでは出願を受け付けたときに当該予納口座から必要な金額を引き落とす形態を採る。

【0004】一方、いわゆる電子ショッピングなどと呼ばれている商取引では、インターネット経由で種々の商品を購入できるが、その支払いは、通常、クレジットカードや銀行口座からの引き落としで行なわれている。具体的には、商品を購入する者が、通信でクレジットカードや銀行口座の番号を送信し、商品を売る側ではその番号によってクレジットカードや銀行口座から所定の金額 50 書類を提出する際の提出時点をの理的に確定する仕組み

を引き落とす。また、近年ではSET(Secure Elector onic Transaction)と呼ばれるインターネットの電子決済方式なども提案されている。

[0005]

【発明が解決しようとする課題】上述したようにインターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう際に手数料の支払いが必要な場合、特許庁の電子出願システムのような予納口座からの引き落としの方式では、書類提出を行なう者が必ず予納口座を作らなければならず不便である。不動産登記などの申請では、その書類提出を行なう者が生涯に1度しかその手続を行なわないことも考えられるので、そのためだけに予納口座を作るのは面倒である。

【0006】予納口座によらない支払方法としては、クレジットカードや銀行口座からの引き落としがあるが、その場合は、申請者が指定したクレジットカードや銀行口座から引き落とす処理を、通信による書類の提出受付け処理とは別フェーズで行なわなければならない。したがって、例えば口座に預金されている金額が引き落とし金額に満たないために引き落としができなくなるケースなどがある。

【0007】上述のSETのプロトコルによればインタ ーネット上で電子決済できるが、これは商品を購入する 者とその代金を支払う者が同じ者であって、商品購入の 申込時に同時に決済を行なうことを前提としており、特 許庁、登記所、あるいは役所などの官公庁に対して印紙 や証紙などを貼付して書類を提出する形態の手続に適用 するにはなじまない。そのような手続では、書類の申請 者の代理人が申請者を代行して書類送付を行なう場合が あるからである。すなわち、書類に添付する証紙や印紙 などは書類の申請者が支払うべきものであり、一方、書 類は代理人が提出するので、料金を支払う者と書類を提 出する者とが異なることになり、その場合、書類の提出 手続と関係付けつつSETのプロトコルで支払い手続を 行なうことはできない。料金の支払いと書類の提出とを 無関係に行なうのであれば、料金の支払いにSETのブ ロトコルを使用できるが、その場合は料金の支払い手続 と書類の提出手続との関係付けがなされない。無理に関 係付けようとすると、その分の手間がかかってしまう。 【0008】さらに、各種書類の提出に際して、その提 出がいつ行なわれたかの日時を明確に確定することが必 要な場合がある。一方、通信で書類提出を行なう場合 は、通信回線の状態などに応じて再送が発生することが あり、書類の提出時点は明確でないという不都合があ る。特に、書類の送信を開始した時点を書類の提出時点 とした場合は、送信を開始して提出日時を確保した後、 再送が発生したことを理由に後から別の内容の書類を送 信し、その書類が前記提出日時に提出されたと主張する ような悪用が可能になってしまう。したがって、通信で

が求められている。

【0009】本発明は、上述の従来形における問題点に鑑み、インターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう際に手数料の支払いが必要な場合において、予納口座のような特別な口座を作る必要が無く、クレジットカードや銀行口座から別フェーズで引き落とし処理を行なうことも無く、また料金を支払う者と書類の提出を行なう者とが異なる場合でも適正に書類提出とその料金支払いを行なうことができる書類送付システムおよび方法を提供することを目的とする。

【0010】また、本発明は、通信で電子的な書類提出を行なう場合に、悪用を許すことなく、提出日時を合理的に決定する仕組みを備えた書類送付システムおよび方法を提供することを目的とする。

[0011]

【課題を解決するための手段】上記目的を達成するた め、請求項1に係る発明は、ネットワーク経由で、申請 人装置から書類受付サーバに対して書類を送付する書類 送付システムにおいて、前記ネットワークに、支払い受 付サーバを接続し、前記申請人装置は、前記支払い受付 20 サーバに対して、支払い金額を指定して料金支払いを依 頼する手段を備え、前記支払い受付サーバは、前記申請 人装置からの料金支払い依頼に応じて、金融機関に対す る支払い信用照会を実施する手段と、該信用照会で前記 申請人の料金支払いが保証されることが判明したときに は、該料金支払いが保証される旨を示す支払い証明書を 改ざん不可能な形式で作成し、前記申請人装置に送信す る手段とを備え、前記申請人装置は、送付する書類に前 記支払い証明書を付して改ざん不可能な形式である支払 い証明書付き書類とし、前記書類受付サーバに送信する 手段を備え、前記書類受付サーバは、前記申請人装置か ら送られてきた支払い証明書が未使用のものであること を確認した後、該支払い証明書付き書類を保管する手段 を備えたことを特徴とする。

【0012】請求項2に係る発明は、ネットワーク経由 で、申請人装置が送付したい書類を、代理人装置が代理 して書類受付サーバに対して送付する書類送付システム において、前記ネットワークに、支払い受付サーバを接 続し、前記申請人装置は、前記支払い受付サーバに対し て、支払い金額を指定して料金支払いを依頼する手段を 備え、前記支払い受付サーバは、前記申請人装置からの 料金支払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用 照会を実施する手段と、該信用照会で前記申請人の料金 支払いが保証されることが判明したときには、該料金支 払いが保証される旨を示す支払い証明書を改ざん不可能 な形式で作成し、前記申請人装置に送信する手段とを備 え、前記申請人装置は、送付する書類に前記支払い証明 書を付して改ざん不可能な形式である支払い証明書付き 書類とし、前記代理人装置に送信する手段を備え、前記 代理人装置は、受信した支払い証明書付き書類を前記書 類受付サーバに送信する手段を備え、前記書類受付サーバは、前記代理人装置から送られてきた支払い証明書が 未使用のものであることを確認した後、該支払い証明書

付き書類を保管する手段を備えたことを特徴とする。

【0013】請求項3に係る発明は、ネットワーク経由で、申請人装置から書類受付サーバに対して書類を送付する書類送付システムにおいて、該書類の送付に伴う料金の支払いを受付ける支払い受付サーバであって、前記申請人装置からの料金支払い依頼に応じて、金融機関に対する支払い信用照会を実施する手段と、該信用照会で前記申請人の料金支払いが保証されることが判明したときには、該料金支払いが保証される旨を示す支払い証明書を改ざん不可能な形式で作成し、前記申請人装置に送信する手段とを備えたことを特徴とする。

【0014】請求項4に係る発明は、ネットワーク経由で、所定の装置から書類受付サーバに対して書類を送付する書類送付システムにおいて、前記書類を送付する装置で、送付したい書類データに一方向関数を施して圧縮データを取得し、該圧縮データを改ざん不可能な形式で前記書類受付サーバに送信する手段と、前記書類受付サーバで、受信した圧縮データを記憶したのち、前記書類を送付する装置で、チケットを送信する手段と、前記書類を送付する装置で、チケットを受信したら、送付したい書類データの前記書類受付サーバへの送信を実行する手段と、前記書類受付サーバで、前記書類データをすべて受信したら、該書類データに前記一方向関数を施して得た圧縮データと、前記記憶してある圧縮データとを比較し、それらの圧縮データが一致することを確認する手段とを備えたことを特徴とする。

【0015】請求項5に係る発明は、ネットワーク経由 で、申請人装置から書類受付サーバに対して書類を送付 する書類送付方法において、前記ネットワークに、支払 い受付サーバを接続するとともに、前記申請人装置か ら、前記支払い受付サーバに対して、支払い金額を指定 して料金支払いを依頼するステップと、前記支払い受付 サーバにより、前記申請人装置からの料金支払い依頼に 応じて、金融機関に対する支払い信用照会を実施するス テップと、該信用照会で前記申請人の料金支払いが保証 されることが判明したときには、該料金支払いが保証さ れる旨を示す支払い証明書を改ざん不可能な形式で作成 し、前記申請人装置に送信するステップと、前記申請人 装置により、送付すべき書類に前記支払い証明書を付し て改ざん不可能な形式である支払い証明書付き書類と し、前記書類受付サーバに送信するステップと、前記書 類受付サーバにより、前記申請人装置から送られてきた 支払い証明書が未使用のものであることを確認した後 該支払い証明書付き書類を保管するステップとを備えた ことを特徴とする。

【0016】請求項6に係る発明は、ネットワーク経由 で、所定の装置から書類受付サーバに対して書類を送付 する書類送付方法において、前記書類を送付する装置で、送付したい書類データに一方向関数を施して圧縮データを取得し、該圧縮データを改ざん不可能な形式で前記書類受付サーバに送信するステップと、前記書類を送付する装置にチケットを送信するステップと、前記書類を送付する装置にチケットを送信するステップと、前記書類を送付する装置で、チケットを受信したら、送付したい書類データの前記書類受付サーバへの送信を実行するステップと、前記書類受付サーバで、前記書類データをすべて受信したら、該書類データに前記一方向関数 10を施して得た圧縮データと、前記記憶してある圧縮データとを比較し、それらの圧縮データが一致することを確認するステップとを備えたことを特徴とする。

[0017]

【発明の実施の形態】以下、図面を用いて、本発明の実 施の形態を説明する。

【0018】図1は、本発明の一つの実施の形態の書類送付システムの全体図である。インターネット110に、書類受付サーバ101、支払い受付サーバ102、認証局103、代理人装置104、申請人装置105、金融機関サーバ106、および金融機関認証局107が接続されている。

【0019】図1のシステムにおける処理の流れの概要を説明する。特に、暗号化/復号化処理やディジタル署名処理の説明は除き(それらについては後にフローチャートを参照して説明する)、データの流れに着目した処理の流れを説明する。

【0020】申請人装置105は、所定の料金を支払って書類を提出したい申請人が操作する装置であり、代理人装置104は、その申請人を代理して書類提出(実際 30の書類送信)を行なう代理人が操作する装置である。提出する書類は、まず代理人が、申請人の依頼に応じて代理人装置104で作成する。作成した書類データは、申請人装置105に送信する。申請人は、受信した書類データの内容を確認し、該書類データを保存しておく。また、申請人は、申請人装置105から支払い受付サーバ102に接続し、料金支払い処理を行なう。

【0021】支払い受付サーバ102は、書類提出に伴う料金の支払いに関する処理を行なうサーバであり、申請人装置105からの料金支払い処理要求を受けたときには、金融機関サーバ106に接続して当該申請人の信用照会を実施した後、支払い証明書を申請人装置105に返送する。支払い証明書は、申請人が料金支払いを行なったこと(あるいは、行なうことが保証されたこと)を証明するデータであり、印紙や証紙に相当するデータであるが、詳しくは後述する。支払い証明書は、書類受付サーバ101および支払い受付サーバ102の両者で共通にアクセス可能な支払い証明書管理データベース

(DB)で管理される。申請人は、申請人装置105によりその支払い証明書を受信し、保存してあった書類デ

ータに支払い証明書を付けて代理人装置104に送信する。代理人は、代理人装置104により、該データを受信し、いったん保管する。その後任意の時期に、代理人は、該データを書類受付サーバ101に送信する。

【0022】書類受付サーバ101は、代理人装置104から送信されてくる提出書類を受付るサーバである。 書類受付サーバ101は、代理人から送信されたデータ (書類データに支払い証明書を付けたデータ)を受信 し、支払い証明書を検証し書類データを保管する。支払い証明書の検証とは、当該支払い証明書が未使用のものであることを支払い証明書管理DBに問い合わせ、未使用であったら使用済みにする処理である。

【0023】認証局103は、申請人や代理人の認証を行なうために使用する証明書を発行する認証局である。 金融機関サーバ106は、申請人の口座が設けられている金融機関のサーバである。金融機関認証局107は、その口座を持つ申請人の認証を行なうために使用する証明書を発行する認証局である。

【0024】図2は、図1の書類受付サーバ101およ 20 び支払い受付サーバ102の内部構成を示す。

【0025】書類受付サーバ101は、チケット発行処理部211、書類受付処理部212、署名生成部213、暗号化/復号化処理部214、および通信制御部215を備えている。支払いサーバ102は、支払い受付処理部221、署名生成部222、暗号化/復号化処理部、支払い証明書生成管理部224、SET処理部225、および通信制御部226を備えている。また、書類受付サーバ101および支払いサーバ102の両方からアクセスできる共通データベース(DB)として、受付管理DB231、鍵・証明書管理DB232、申請人・代理人管理DB233、および支払い証明書管理DB234を備えている。

【0026】書類受付サーバ101は、インターネット 110を介して代理人装置104から送信されてくる書類を受付ける。書類受付処理部212は、その書類受付処理(図18で詳しく説明する)を行なう。チケット発行処理部211は、書類受付処理を行なうにあたって、実際の書類データを受取る前にチケットを発行する処理(図17で詳しく説明する)を行なう。チケットの発行は、書類提出日時を決定するための処理である。すなわち、代理人装置104から書類受付サーバ101に書類を送付する際に、実際に送付しようとするデータをそのまま送信すると、再送が発生してその書類提出時点があいまいになる恐れがあるので、以下の①~④のように処理して悪用を防ぐものである。

【0027】 ①まず代理人装置104で、実際に送付しようとするデータを一方向関数で圧縮しメッセージダイジェストを求め、該メッセージダイジェストを書類受付サーバ101に送る。(なお、詳しくは証明書付で暗号通信を行なう。)

②書類受付サーバ101では、チケット発行処理部21 1によるチケット発行処理(図17)で、新たな受付番 号を取得し、該受付番号と該メッセージダイジェストを 対応させて記憶するとともに、その受付番号を代理人装 置104に送る。その受付番号を送るためのデータがチ ケットである。

9

③代理人装置104は、チケットにより受付番号を受取 り、該受付番号を付けて実際に送付しようとするデータ を、書類受付サーバ101に送る。

④書類受付サーバ101では、代理人装置104からの 10

データをすべて受信した後、そのデータを一方向関数 (●で使用したのと同じ関数)で圧縮しメッセージダイ ジェストを求め、それが上記②で記憶してあるメッセー ジダイジェストと一致するか否かを確認する。一致すれ ば、チケット発行時に代理人装置104から実際に送付

しようと意図していたデータが実際に受信されたことに なる。一方、一致しなければ、別のデータが送信されて

きたことになる。

【0028】図8に、本実施の形態のシステムで書類受 付サーバ101から代理人装置104に送られるチケッ トの内容を示す。受付番号801は、代理人装置104 から書類送付する際に、その書類送付に対応して書類受 付サーバ101が新たに割当てる番号である。送信者情 報802は、その書類を送付する送信者(代理人)を特 定する種々の情報である。有効期限803は、このチケ ットの有効期限を示す。代理人装置104から書類送付 する際に、再送が発生しても当該書類の送付に十分な時 間だけ有効期限(チケット発行時から所定時間を取れば よい)を取っておけばよい。無制限に遅れて書類送付さ れることを防ぐため、有効期限803を決めてある。署 30 名804は、801~803のデータに対して書類受付 サーバ101の署名を付したものである。

【0029】図9は、本実施の形態のシステムで使用す る図1の受付管理DB231の内容を示す。書類受付サ ーバ101は、上記**②**のチケット発行処理(図17)で 新たな受付番号を取得する際に、この受付管理 DB23 1上で新たな受付番号を取得し、その受付番号に対応す る1行分の領域を確保する。受付番号901、送信者情 報902、および有効期限903には、送信したチケッ ト(図8)に設定した情報801~803と同内容を記 40 憶しておく。メッセージダイジェスト904、および送 信者証明書905には、上記①で代理人装置104から 送られてくる情報を記憶しておく。また、チケット管理 情報906は、当該チケットが使用されたか否かのフラ グ情報を記憶するもので、初期値は「未使用」にしてお く。書類の内容907は、代理人装置104から送られ てくる書類の全体を記憶しておく領域である。上記●で メッセージダイジェストの一致確認がなされたら、チケ ット管理情報906を「使用済み」とし、受信した書類 データを書類の内容907に記憶するものである。

【0030】再び、図2に戻って、書類受付サーバ10 1の構成の説明を続ける。署名生成部213および暗号 化/復号化処理部214は、書類受付処理を行なうにあ たって、送受するデータに署名を付すとき、および暗号 化/復号化処理を行なうときに使用する。通信制御部2 15は、インターネット110との間の通信制御を行な う。

【0031】支払い受付サーバ102は、申請人からの 料金支払いを受付ける。この実施の形態のシステムで は、申請人は申請人装置105から支払い受付サーバ1 02に接続して、料金支払い処理を行なうことができ る。支払い受付処理部221は、その申請人からの料金 支払い要求を受付ける処理(図13で詳しく説明する) を行ない、申請人が料金支払いを行なったこと(あるい は支払うことが保証されたこと)を示す支払い証明書を 申請人に発行する。支払い証明書は、印紙や証紙、ある いは金券や商品券のような役割を果たすものである。支 払い証明書の発行は、当該申請人について金融機関に対 して支払い信用照会を行なった上で発行するようになっ ているので、書類受け付けサーバ101および支払い受 付サーバ102の運営機関は、支払い証明書を発行した 金額については必ず当該申請人の口座から引き落としが できる。また、支払い証明書は、予納とは異なり、あら かじめ予納口座を開く必要はない。支払い証明書は、印 紙のように、別件に使用したり他人に贈与してもよい。 【0032】図6に、本実施の形態のシステムで用いる 支払い証明書の内容を示す。支払い証明書は、管理番号 601、支払い金額602、申請人情報603、有効期 限604、および支払い受付サーバ102の署名605 を備えている。管理番号601は、支払い証明書に固有 の管理番号である。支払い金額602は、申請人が支払 うことを指定した金額の情報である。申請人情報603 は、支払い要求を出して当該支払い証明書を受け取った 申請人を特定する情報である。有効期限604は、当該 支払い証明書の有効期限である。署名605は、当該支 払い証明書を発行した支払い受付サーバ102の署名で あり、これにより当該支払い証明書が確かに支払い受付 サーバ102から発行されたことが保証される。これら の情報601~605は、支払い受付サーバ102が当 該支払い証明書を発行する際に設定するものである。

【0033】図7は、本実施の形態のシステムで使用す る図1の支払い証明書管理DB234の内容を示す。支 払い受付サーバ102は、発行した支払い証明書を、と の支払い証明書管理DB234で管理する。支払い証明 書管理DB234の701~705には、発行した支払 い証明書の601~605の情報を記憶しておく。しよ う状態706は、当該支払い証明書が使用されているか 否かを示すフラグである。書類受付サーバ101が書類 を受付けたとき、その書類に付いてきた支払い証明書の 50 管理番号601で支払い証明書管理DB234を検索

し、対応するエントリを探す。そのエントリの使用状態 706が「未使用」であれば、その支払い証明書は未だ 使用されていなかったものであるから、その使用状態7 06を「使用済み」とする。これは印紙や証紙などの貼 付を確認することに相当するものである。再度同じ支払 い証明書を使った書類が送付されてきたときは、使用状 態706が「使用済み」であるので、料金支払いが保証 されていないことが確認される。

【0034】図7のような支払い証明書管理DB234 で支払い証明書を管理しているので、料金を支払う申請 10 人と書類の送付を実際に実行する代理人とが異なる場合 でも手続できる。また、支払い証明書を他人に譲渡し て、その他人が使用することもできる。

【0035】再び、図1に戻って、支払い受付サーバ1 02の構成の説明を続ける。署名生成部222および暗 号化/復号化処理部は、支払い受付処理を行なうにあた って、送受するデータに署名を付すとき、および暗号化 /復号化処理を行なうときに使用する。 支払い証明書生 成管理部224は、図6の構成の支払い証明書を生成 し、図7の支払い証明書管理DB234で管理する処理 20 なうときに使用する。通信制御部406は、インターネ を行なう。SET処理部225は、支払い受付サーバ1 02から金融機関サーバ106に対して申請人の信用照 会を行なう際にSETプロトコルにしたがう処理を行な う。通信制御部226は、インターネット110との間 の通信制御を行なう。

【0036】書類受付サーバ101および支払いサーバ 102の両方からアクセスできる共通DBである受付管 理DB231および支払い証明書管理DB234につい ては、図9および図7により説明した。鍵・証明書管理 DB232は、この書類受付サーバ101および支払い 30 サーバ102の秘密鍵、公開鍵、および認証局103, 107から発行してもらった証明書、認証を行なう際に 使用する認証局103、107の公開鍵、並びに、通信 相手の公開鍵などを管理するDBである。申請人・代理 人管理DB233は、この書類受付サーバ101および 支払いサーバ102に接続してくる申請人や代理人に関 する情報を管理するDBである。

【0037】なお、この実施の形態では、書類受付サー バ101と支払いサーバ102とを別装置で分け、共通 DB203を共通に使用するような構成としたが、共通 DBとせず、完全にDBを分けて構成してもよい。その 場合は、受付管理DB231は書類受付サーバ101で 管理し、支払い証明書管理DB234は支払い受付サー バ102で管理すればよい。逆に、書類受付サーバ10 1および支払いサーバ102をDB203も含めて1台 の装置上に構成してもよい。その場合は、通信制御部、 署名生成部、暗号化/復号化処理部などは共通の構成と してもよい。

【0038】図3は、図1の認証局103の構成を示 す。認証局103は、証明書発行処理部301、証明書 50 う。通信制御部508は、インターネット110との間

管理部302、通信制御部304、および証明書管理D B311を備えている。認証局103は、あらかじめ代 理人や申請人に証明書を発行する。

【0039】図4は、図1の代理人装置104の構成を 示す。代理人装置104は、申請書エディタ401、署 名生成部402、暗号化/復号化処理部403、書類送 付処理部404、書類受取り処理部405、通信制御部 406、申請書管理DB411、および鍵・証明書管理 DB412を備えている。

【0040】申請書エディタ401は、送付する書類を 作成するために使用するエディタである。書類送付処理 部404は、申請人装置105に書類を送付する処理 (図10で詳しく説明する)や、書類受付サーバ101 に支払い証明書付き書類を送付する処理(図16で詳し く説明する)を行なう。書類受取り処理部405は、申 請人から送られてくる支払い証明書付き書類の受取り処 理(図15で詳しく説明する)を行なう。署名生成部4 02および暗号化/復号化処理部403は、送受するデ ータに署名を付すとき、および暗号化/復号化処理を行 ット110との間の通信制御を行なう。

【0041】申請書管理DB411は、申請書エディタ 401で作成した書類や、申請人から送られてくる支払 い証明書付き書類を保存して管理するDBである。鍵・ 証明書管理DB412は、この代理人装置104の秘密 鍵、公開鍵、および認証局103,107から発行して もらった証明書、認証を行なう際に使用する認証局10 3,107の公開鍵、並びに、通信相手の公開鍵などを 管理するDBである。

【0042】図5は、図1の申請人装置105の構成を 示す。申請人装置105は、書類受取り処理部501. 受取り書類管理部502、暗号化/復号化処理部50 3、署名生成部504、支払い処理部505、書類送付 処理部506、支払い証明書管理部507、通信制御部 508、申請書管理DB511、鍵·証明書管理DB5 12、および支払い証明書管理DB513を備えてい る。

【0043】書類受取り処理部501は、代理人から送 られてくる書類の受取り処理(図11で詳しく説明す る)を行なう。支払い処理部505は、支払い受付サー バ102に接続して支払いを行なう処理(図12で詳し く説明する)を行なう。書類送付処理部506は、代理 人に対して支払い証明書付き書類などを送付する処理 (図14で詳しく説明する)を行なう。署名生成部50 4および暗号化/復号化処理部503は、送受するデー タに署名を付すとき、および暗号化/復号化処理を行な うときに使用する。支払い証明書管理部507は、支払 い受付サーバ102から発行してもらった支払い証明書 を支払い証明書管理 DB513で管理する処理を行な

(8)

の通信制御を行なう。

【0044】申請書管理DB511は、代理人から送られてくる書類などを保存して管理するDBである。鍵・証明書管理DB512は、この申請人装置105の秘密鍵、公開鍵、および認証局103,107から発行してもらった証明書、認証を行なう際に使用する認証局103,107の公開鍵、並びに、通信相手の公開鍵などを管理するDBである。支払い証明書管理DB513は、支払い受付サーバ102から発行してもらった支払い証明書を保存して管理するDBである。その構成は、図7で説明した支払い受付サーバ102の支払い証明書管理DB234と同じである。ただし、支払い証明書管理DB234と同じである。ただし、支払い証明書管理DB234と同じである。ただし、支払い証明書を管理するものであり、使用状態706はこの申請人が使用したか否かを示す情報である。

13

【0045】次に、図10~図18のフローチャートを 参照して、図1のシステムにおける各処理の詳細を説明 する。

【0046】図10は、代理人装置104から申請人装 置105への書類送付の流れを示すフローチャートであ 20 る。この処理は、主として図4の書類送付処理部404 による処理である。まず代理人は、申請人の依頼に基づ いて、図4の申請書エディタ401を用いて書類を作成 しておく。ステップ1001で、送付する該書類に対し て代理人の電子署名を実施する。具体的には、書類デー タを一方向関数 (ハッシュ関数など) で圧縮し、その圧 縮データ(メッセージダイジェスト)を代理人の秘密鍵 で暗号化した署名データを、元の書類データに付して、 代理人署名付き書類を作る。次に、ステップ1002 で、代理人署名付き書類を暗号化する共通鍵を生成し、 その共通鍵で代理人署名付き書類を暗号化する。次に、 ステップ1003で、申請人の公開鍵によって前記共通 鍵を暗号化する。ステップ1004では、暗号化された 代理人署名付き書類と共通鍵を、代理人の証明書と共に 申請人装置105に送信し、処理を終了する。

【0047】なお、代理人の証明書は、あらかじめ認証局103から取得しておく。代理人の証明書とは、代理人の公開鍵を該代理人に関する種々の情報と連結し、該連結データに対し認証局103の秘密鍵で署名を付したデータである。認証局103は、代理人から証明書発行40依頼を受けたとき、当該代理人の身元確認を行なった後、証明書を発行する。代理人装置104から送信するデータにこの証明書を付ければ、当該データが確かに当該代理人から送られたものであることを、この証明書によって検証することができ、またこの証明書から代理人の公開鍵や代理人を特定する種々の情報を取得することができる。同様にして、申請人も、あらかじめ認証局103から証明書を取得しておく。

【0048】図11は、図10の処理により代理人装置 104から申請人装置105へ送られたデータを受取る

申請人装置105の処理の流れを示す。この処理は、主 として図5の書類受取り処理部501による処理であ る。まずステップ1101で、受信データ中の代理人の 証明書を検証するとともに、受信データ中の暗号化され た共通鍵を申請人の秘密鍵を用いて復号化する。ステッ ブ1102で、復号化された共通鍵を用いて、代理人署 名付き書類を復号化する。ステップ1103では、その 代理人署名付き書類の署名を代理人の公開鍵を用いて検 証する。この検証は、署名データを代理人の公開鍵で復 10 号化した値が、書類データを一方向関数(図10のステ ップ1001で使用したのと同じ関数を用いる)で圧縮 した圧縮データ(メッセージダイジェスト)に等しくな るか否かを確認する処理である。検証の結果、適正な署 名であったら、ステップ1105で当該代理人署名付き 書類を保管する。検証の結果、適正な署名でなかった ら、ステップ1106で申請書類が改ざんされているこ とを申請人に報告して、処理を終了する。

【0049】図12は、申請人による料金支払い処理の 流れを示すフローチャートである。この処理は、主とし て図5の支払い処理部505による処理である。まずス テップ1201で、申請人装置105から支払い受付サ ーバ102に接続し、支払い金額を決定・送信する。ス テップ1202で、申請人の証明書(認証局103から 取得した証明書)を支払い受付サーバ102に提示す る。ステップ1203は、支払い受付サーバ102側の 処理であり、図13で後述するが、支払い受付サーバ1 02からは、申請人の公開鍵で暗号化された共通鍵と該 共通鍵で暗号化された支払い証明書(図6)が送信され てくる。ステップ1204では、支払い受付サーバ10 30 2から送信された暗号化された共通鍵を申請人の秘密鍵 で復号化する。ステップ1205では、復号化された共 通鍵を用いて、暗号化された支払い証明書を復号化す る。ステップ1206で、復号化された支払い証明書 を、支払い証明書管理DB513(図7)に保管して、 処理を終了する。

【0050】図13は、図12のステップ1203の処理、すなわち支払い受付サーバ102における支払い受付処理の流れを示すフローチャートである。この処理は、主として図2の支払い受付処理部221による処理である。まず、ステップ1301で、申請人から送られた証明書を検証し、申請人の公開鍵を取得する。次にステップ1302で、例えばSETのプロトコルを用いて、申請人からの支払い信用照会(与信)を金融機関に対して実施する。具体的には、図1の金融機関サーバ106に申請人と引き落とし金額を特定する情報を送信し、該申請人の口座からその引き落とし金額分を確保する。

【0051】なお、金融機関に対して支払い信用照会を 実施する際、支払い受付サーバ102を運営する機関の 50 身元を証明するため、あらかじめ支払い受付サーバ10 2を運営する機関は、金融機関認証局107から証明書を取得しておく必要がある。また、この支払い信用照会では、引き落としを行なう申請人についての認証も行なうので(確かにその申請人からの引き落とし依頼であるかどうかを確認する必要がある)、あらかじめ申請人は金融機関認証局107から証明書を取得しておくとともに、その金融機関の証明書をステップ1202で支払い受付サーバ102に送り、支払い受付サーバ102はステップ1302で信用照会するときその申請人の金融機関の証明書を付けて信用照会する必要がある。

15

【0052】ステップ1302の信用照会の結果、ステ ップ1303で、上記引き落とし金額分の引き落とし枠 が確保できたらステップ1304に進む。信用照会結果 に何らかの問題があったら、処理を終了する。ステップ 1304では、新たに発行する支払い証明書の管理番号 を取得する。具体的には、図7の構成の支払い証明書管 理DB234で新規管理番号の一行分の領域を確保す る。次に、ステップ1305で、申請人の証明書から申 請人を特定する情報を抽出する。ステップ1306で は、管理番号、支払い金額、申請人を特定する情報、お 20 よび有効期限を連結したデータに電子署名を実施して、 支払い証明書(図6)を作成する。具体的には、上記連 結データを一方向関数(ハッシュ関数など)で圧縮し、 その圧縮データを支払い受付サーバ102の秘密鍵で暗 号化した署名データを、元の連結データに付して、支払 い証明書を作る。

【0053】ステップ1307では、作成した支払い証明書に含めた情報を支払い証明書管理DB234(図7)に記録する。そして、ステップ1308で、支払い証明書を暗号化するための共通鍵を生成し、その共通鍵30で支払い証明書を暗号化する。次に、ステップ1309で、申請人の公開鍵によって前記共通鍵を暗号化する。ステップ1310では、暗号化された共通鍵と該共通鍵で暗号化された支払い証明書とを申請人装置105に送信し、処理を終了する。

【0054】図14は、申請人装置105から代理人装置104への書類送付の流れを示すフローチャートである。この処理は、主として図5の書類送付処理部506による処理である。まずステップ1401で、図11のステップ1105で保管してある代理人署名付き書類を取り出す。ステップ1402では、代理人署名付き書類と支払い証明書とを含めたデータに対して、申請人の電子署名を実施する。これを支払い証明書付き書類と呼ぶ。なお、ここで使用する支払い証明書は、図7の構成の支払い証明書管理DB513で管理されている支払い証明書のうち、使用状況706が「未使用」のものを使用する。使用した支払明細書の使用状況706は「使用済み」に変更しておく。

【0055】次に、ステップ1403で、共通鍵を生成 トを暗号化する。ステップ1603では、上記共通鍵をし、該共通鍵で支払い証明書付き書類を暗号化する。ス 50 書類受付サーバ101の公開鍵で暗号化する。ステップ

テップ1404で、代理人の公開鍵を用いて、前記共通 鍵を暗号化する。ステップ1405では、暗号化された 共通鍵と該共通鍵で暗号化された支払い証明書付き書類 を代理人装置104に送信する。

【0056】図15は、図14で送信された申請人からのデータを受取る代理人装置104の処理の流れを示すフローチャートである。この処理は、主として図4の書類受取り処理部405による処理である。まずステップ1501で、受信データ中の暗号化された共通鍵を代理人の秘密鍵を用いて復号化する。ステップ1502で、復号化された共通鍵を用いて、支払い証明書付き書類を復号化する。ステップ1503では、その支払い証明書付き書類に添付されている申請人の電子署名を申請人の公開鍵を用いて検証する。この検証は、署名データを申請人の公開鍵で復号化した値が、支払い証明書付き書類を一方向関数(図14のステップ1402の署名で使用したのと同じ関数)で圧縮した圧縮データに等しくなるか否かを確認する処理である。

【0057】ステップ1504で、検証の結果、適正な署名であったら、ステップ1506に進む。ステップ1506に進む。ステップ1506に進む。ステップ1506に進む。ステップ1506に進む。ステップ1506では、支払い証明書付き書類に含まれている支払い受付サーバ102の公開鍵で復号化した値が、支払い証明書に含まれている管理番号、支払い金額、申請人を特定する情報、および有効期限を連結したデータを一方向関数(図13のステップ1306の署名で使用したのと同じ関数)で圧縮した圧縮データに等しくなるか否かを確認する処理である。

30 【0058】ステップ1507で、検証の結果、適正な署名であったら、ステップ1509に進む。ステップ1509では、支払い証明書付き書類に含まれている代理人署名付き書類中の代理人の署名を、代理人の秘密鍵を用いて検証する。ステップ1510で検証結果が適正な署名であったら、ステップ1512で支払い証明書付き書類を保管して、処理を終了する。ステップ1504,1507,1510の何れかのステップで、検証結果が不正な署名であることを示していたら、それぞれ、ステップ1505,1508,1511で書類が改ざんされていることを代理人に報告して、処理を終了する。

【0059】図16は、代理人装置104から書類受付サーバ101への支払い証明書付き書類の送付処理の流れを示すフローチャートである。この処理は、主として図4の書類送付処理部404による処理である。まずステップ1601で、送付しようとする支払い証明書付き書類を一方向関数で圧縮し、圧縮データ(メッセージダイジェスト)を生成する。次に、ステップ1602で、共通鍵を生成し、該共通鍵で上記メッセージダイジェストを暗号化する。ステップ1603では、上記共通鍵を書類受付サーバ101の公開鍵で暗号化する。ステップ

1604では、暗号化された共通鍵と該共通化鍵で暗号 化されたメッセージダイジェストに、代理人の証明書を 添付して書類受付サーバ101に送付する。ステップ1 605は、書類受付サーバ101側のチケット発行処理 であり、図17で後述するが、書類受付サーバ101か らは、代理人の公開鍵で暗号化された共通鍵(書類受付 サーバ101側で生成した鍵)と該共通鍵で暗号化され たチケット(図8)が送信されてくる。

17

【0060】ステップ1606では、書類受付サーバ1 01から送られてきた暗号化された共通鍵を、代理人の 10 秘密鍵を用いて復号化する。ステップ1607では、復 号化された共通鍵を用いてチケットを復号化する。次 に、ステップ1608で、書類受付サーバ101の公開 鍵を用いて、チケット(図8)に付いている電子署名を 検証する。ステップ1609で、検証結果が適正な署名 であることを示していたら、書類受付サーバ101が提 出日時を確保したということであるから、ステップ16 11に進む。ステップ1609で、不正な署名であった ら、ステップ1610でチケットが改ざんされているこ とを代理人に報告し、処理を終了する。

【0061】チケットが取れたら、ステップ1611で 共通鍵を生成し、ステップ1612で支払い証明書付き 書類を該共通鍵で暗号化する。ステップ1613では、 該共通鍵でチケットを暗号化する。次に、ステップ16 14で、書類受付サーバ101の公開鍵で上記共通鍵を 暗号化する。そして、ステップ1615で、暗号化した 共通鍵、および該共通鍵で暗号化したチケットと支払い 証明書付き書類を書類受付サーバ101に送付する。ス テップ1616は、書類受付サーバ101側の処理であ り、図18で後述するが、書類受付サーバ101から は、代理人の公開鍵で暗号化された共通鍵と該共通鍵で 暗号化された受付確認書が送信されてくる。

【0062】ステップ1617では、書類受付サーバ1 01から送信された暗号化された共通鍵を代理人の秘密 鍵で復号化する。ステップ1618では、復号化された 共通鍵を用いて、暗号化された受付確認書を復号化す る。ステップ1619で、受付確認書に添付された書類 受付サーバ101の電子署名を検証する。ステップ16 20で検証結果が適正な署名であることを示していた ら、ステップ1622で、受付確認書を保管して、処理 40 を終了する。ステップ1620で、検証結果が不正な署 名であることを示していたら、ステップ1620で何ら かのデータ改ざんがなされたことを代理人に報告し、処 理を終了する。

【0063】図17は、図16のステップ1605の処 理、すなわち書類受付サーバ101のチケット発行処理 の流れを示すフローチャートである。この処理は、主と して図2のチケット発行処理部211による処理であ る。まずステップ1701で、書類受付サーバ101の

化する。次に、ステップ1702で、該共通鍵を用いて メッセージダイジェストを復号化する。そして、ステッ プ1703で、新たな受付番号を取得し、該受付番号9 01、代理人(送信者)に関する情報902、有効期限 903、メッセージダイジェスト904、および代理人 の証明書905を、受付管理DB231(図9)に保管 する。なお、代理人に関する情報は、代理人から送られ てきたデータに含まれている代理人の証明書から抽出し た情報を設定する。有効期限は、現時点に所定時間を加 えた時間を設定する。また、チケットの管理情報906 は「未使用」に初期化しておく。

【0064】次に、ステップ1704では、受付番号 と、代理人に関する情報と、有効期限とを連結したデー タを生成し、該連結データに対して電子署名を実施す る。この電子署名付きデータがチケット(図8)であ る。具体的には、上記連結データを一方向関数(図16 のステップ1601や1608で用いたのと同じ関数) で圧縮し、その圧縮データを書類受付サーバ101の秘 密鍵で暗号化した署名データを、元の連結データに付し 20 て、チケット(図8)を作る。次に、ステップ1705 で、共通鍵を生成し、該共通鍵で上記チケットを暗号化 する。ステップ1706では、代理人の公開鍵を用い て、上記共通鍵を暗号化する。ステップ1707で、暗 号化された共通鍵、および該共通鍵で暗号化されたチケ ットを代理人に対して送付し、処理を終了する。

【0065】図18は、図16のステップ1616の処 理、すなわち書類受付サーバ101による書類受付処理 の流れを示すフローチャートである。この処理は、主と して図2の書類受付処理部212により実行される処理 30 である。まずステップ1801で、書類受付サーバ10 1の秘密鍵を用いて、代理人から送られてきた共通鍵を 復号化する。ステップ1802で、復号化された共通鍵 を用いて、チケットと支払い証明書付き書類を復号化す る。次に、ステップ1803で、チケットに付いている 電子署名、および有効期限を検証する。検証の結果、ス テップ1804で、署名も適正で有効期限内であるとき は、ステップ1806に進む。署名が不正、または有効 期限が過ぎていた場合は、ステップ1805でチケット 不正を表示して、処理を終了する。

【0066】ステップ1806では、代理人から送付さ れてきた支払い証明書付き書類を、代理人装置104で 使用した一方向関数(図16のステップ1601や16 08で用いたのと同一の関数)で圧縮し、メッセージダ イジェストを生成する。ステップ1807では、代理人 から送付されてきたチケットから受付番号を取り出し、 受付管理DB231(図9)を参照して、当該受付番号 に対応するチケット請求時のメッセージダイジェストを 取り出し、ステップ1806で生成したメッセージダイ ジェストと比較する。比較の結果、ステップ1808で 秘密鍵を用いて、代理人から送られてきた共通鍵を復号 50 同一であれば、確かにチケット請求時に送ろうとしてい

た内容が送られてきたものと認められるので、ステップ 1810に進む。ステップ 1808で比較の結果が同一でないときは、チケット請求時に送ろうとしていた内容と別の内容が送られてきたということだから、ステップ 1809で送付データ不一致の表示を行ない、処理を終了する。

19

【0067】ステップ1810では、支払い証明書に含まれている管理番号のデータを支払い証明書管理DB234(図7)から検索し、その使用状況706が「未使用」であるか否かを検証する。ステップ1811で、

「未使用」であったときは、ステップ1813で、支払い証明書管理DB234の当該管理番号の支払い証明書の使用状況706を「使用済み」に変更する。次に、ステップ1814で、当該受付番号のチケットの管理情報906を「使用済み」に変更する。そして、ステップ1815で、支払い証明書付き書類を保管する。書類の保管は、図9の受付管理DB231の書類の内容907に格納することにより行なう。

【0068】さらに、ステップ1816で、受付番号などの受付情報を含む受付確認書を作成し、電子署名を実 20行する。ステップ1817で、共通鍵を生成し、該共通鍵で上記電子署名付き受付確認書を暗号化する。ステップ1818では、代理人の公開鍵で上記共通鍵を暗号化する。ステップ1819で、暗号化した共通鍵、および該共通鍵で暗号化した電子署名付き受付確認書を代理人に送付して、処理を終了する。

【0069】上記実施の形態のシステムによれば、申請人が支払い証明書を取得し、代理人が提出書類に支払い証明書を付けて、書類受付サーバに送付することが可能になる。支払い証明書は、印紙や証紙、金券や商品券の30ようなイメージで使用することができ、支払い受付サーバの署名が付いているので容易に改ざんされない。実際の決済はどのような形態で行なってもよいが、与信の段階で引き落とし可能であることが保証されるので、書類受付サーバの側では必ず料金を徴収できる。また、申請人が書類に支払い証明書を付けて、その全体に署名を付して、代理人に送っているので、申請人が当該書類の内容で了解しているという意志表示をしたことになるし、その後代理人が書類を改ざんすることもできない。

【0070】さらに、書類提出時点を決定する際、始め 40 に提出者から送付しようとする書類データを一方向関数 で圧縮してメッセージダイジェストを求め、これを証明 書と一緒に書類受付サーバに送り、書類受付サーバでは そのメッセージダイジェストを記憶して、チケットを返す。その後、提出者から書類データの全体が送られてき たときには、そのメッセージダイジェストを求めて、チケット発行時に記憶してあるメッセージダイジェストと 比較することで、当初から送る予定の書類が確かに送られてきたことを確認できる。そのため、チケット発行時を書類提出時点とみなすことができるようになる。 50

【0071】なお、上記実施の形態では、代理人が申請者を代理して書類提出を行なう例を説明したが、代理人経由でなく、直接、申請人が書類受付サーバに対する書類送付を行なうようにしてもよい。

【0072】また、上記実施の形態では、支払方式としてSETを用いた例を説明したが、SET以外の支払方式、例えばSETを使わないクレジットカード支払いの方式などを用いてもよい。

【0073】本発明は、特許庁、登記所、あるいは役所 10 などの官公庁に対してインターネット経由で書類を送付 する場合などに適用可能である。また、いわゆる電子シ ョッピングなどに適用することも可能である。

[0074]

【発明の効果】以上説明したように、本発明によれば、インターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう際に手数料の支払いが必要な場合において、支払い受付サーバに対して支払い依頼を出せば、支払い受付サーバが信用照会を実施し、料金の支払いが保証される場合にはその旨を示す改ざん不可能な形式の支払い証明書を発行してくれるので、予納口座のような特別な口座を作る必要が無く、クレジットカードや銀行口座から別フェーズで引き落とし処理を行なう場合に引き落とせないというようなことも無く、また料金を支払う者と書類の提出を行なう者とが異なる場合でも適正に書類提出とその料金支払いを行なうことができる。

【0075】また、書類を送付する前に、送付する書類を一方向関数で圧縮した圧縮データを送り、あとで実際に送られてきた書類に対して同じ一方向関数で圧縮した圧縮データと比較確認しているので、通信で電子的な書類提出を行なう場合に、悪用を許すことなく、提出日時を合理的に決定する仕組みが提供される。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の形態の書類送付システムの全体 図

【図2】書類受付サーバおよび支払い受付サーバの内部 構成図

【図3】認証局の構成図

【図4】代理人装置の構成図

【図5】申請人装置の構成図

【図6】本実施の形態のシステムで用いる支払い証明書 の内容を示す図

【図7】本実施の形態のシステムで使用する支払い証明 書管理DBの内容を示す図

【図8】本実施の形態のシステムで書類受付サーバから 代理人装置に送られるチケットの内容を示す図

【図9】本実施の形態のシステムで使用する受付管理D Bの内容を示す図

【図10】代理人装置から申請人装置への書類送付の流れを示すフローチャート図

50 【図11】代理人装置から申請人装置へ送られたデータ

を受取る申請人装置の処理の流れを示すフローチャート 図

21

【図12】申請人による料金支払い処理の流れを示すフローチャート図

【図13】支払い受付サーバにおける支払い受付処理の 流れを示すフローチャート図

【図14】申請人装置から代理人装置への書類送付の流 れを示すフローチャート図

【図15】申請人からのデータを受取る代理人装置の処理の流れを示すフローチャート図

【図16】代理人装置から書類受付サーバへの支払い証*

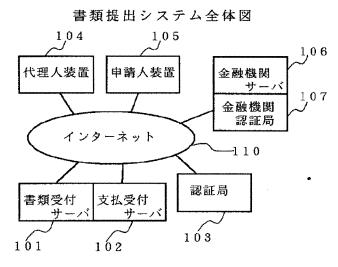
*明書付き書類の送付処理の流れを示すフローチャート図 【図17】書類受付サーバのチケット発行処理の流れを 示すフローチャート図

【図18】書類受付サーバによる書類受付処理の流れを 示すフローチャート図

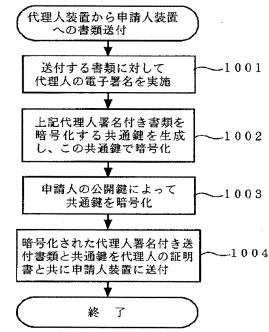
【符号の説明】

101…書類受付サーバ、102…支払い受付サーバ、 103…認証局、104…代理人装置、105…申請人 装置、106…金融機関サーバ、107…金融機関認証 10 局、110…インターネット。

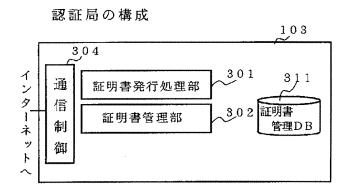
【図1】



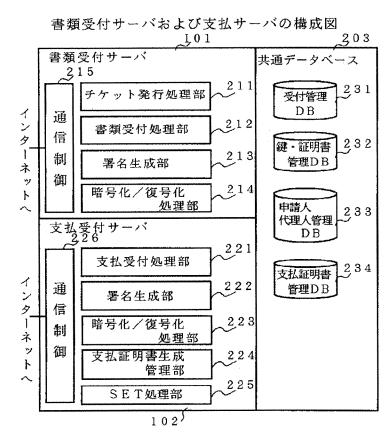
【図10】



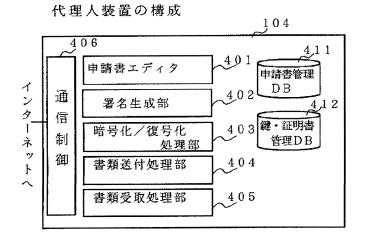
【図3】



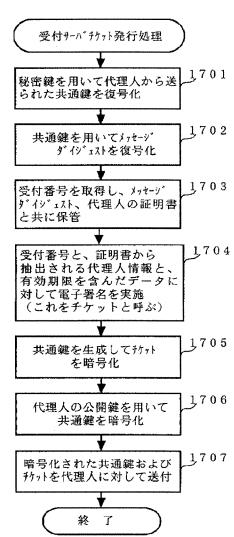
【図2】



【図4】

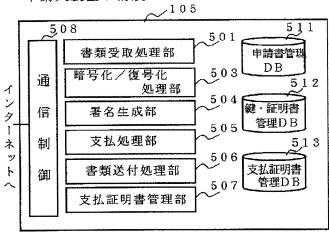


【図17】



【図5】

申請人装置の構成



【図6】

支払証明書の内容

601	602	603	604	605
管理番号	支払金額	申請人情報	有効期限	署 名

【図7】

支払証明書管理DBの内容

70	7,02	703	7,04	7,05	7,06
管理番号	支払金額	申請人情報	有効期限	署名情報	使用状況
:	•	•	:	•	:

【図8】

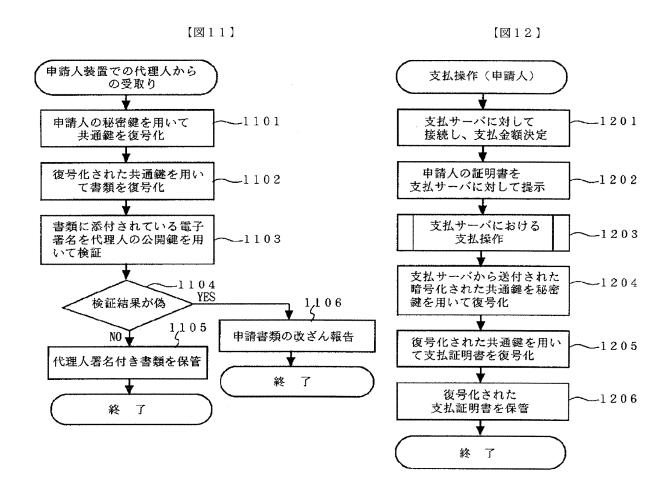
チケットの内容

801	8,02	803	804
受付番号	送信者情報	有効期限	署名

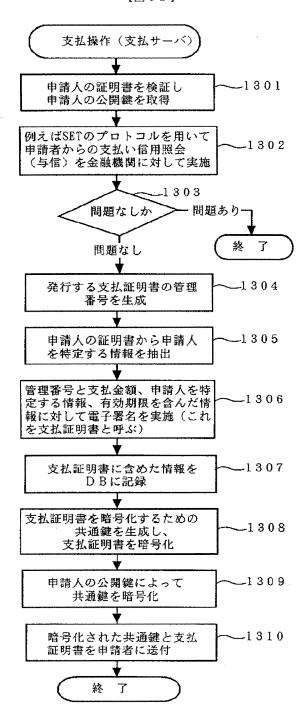
【図9】

受付管理DBの内容

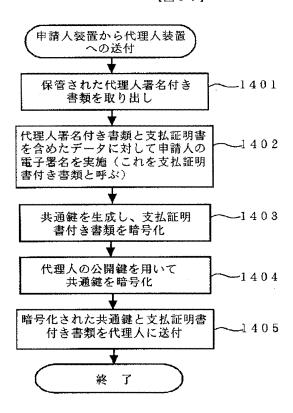
9.0	1 29	02 2	03 9	,04 9	05 90	6 907
受付番号	送信者 情報	有効期限	メッセージ゛ タ ゛イシ゛ュスト	送信者 証明書	チケット管理 情報	書類の内容
•	:	:	•	:	:	•
1						



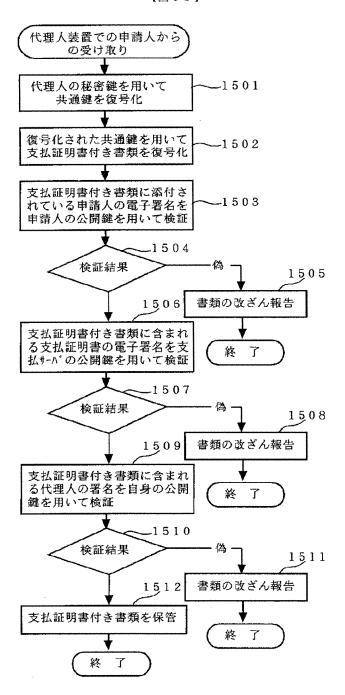
【図13】



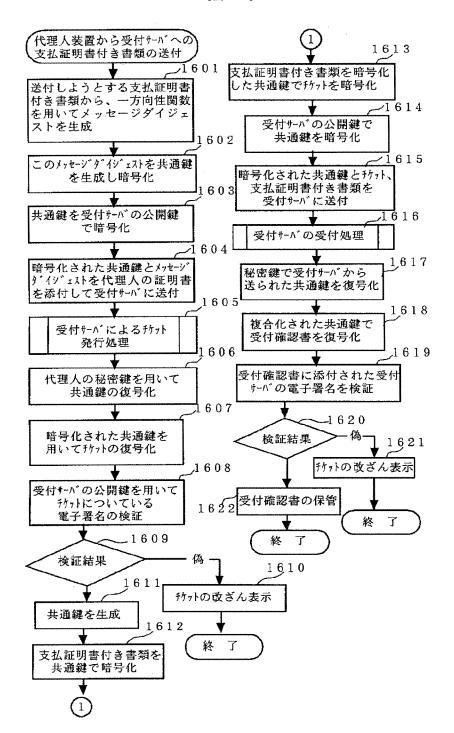
【図14】



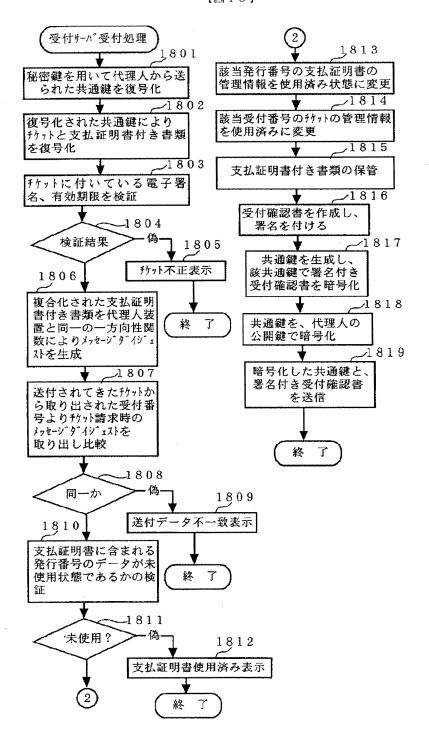
【図15】



【図16】



【図18】



【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載 【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成13年2月23日(2001.2.23)

【公開番号】特開平11-175607

【公開日】平成11年7月2日(1999.7.2)

【年通号数】公開特許公報11-1757

【出願番号】特願平9-352243

【国際特許分類第7版】

G06F 17/60

[FI]

G06F 15/21 Z

【手続補正書】

【提出日】平成11年9月10日(1999.9.1 0)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正内容】

【発明の名称】 データ送付方法、装置及びシステム並 びにその方法を格納した記録媒体

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ネットワークで接続された第1、第2、第 3の計算機を有し、第1の計算機から第2の計算機に対 して電子化データを送付するデータ送付方法であって、 前記第1の計算機から前記第3の計算機に対して認証を 依頼するステップと、前記第1の計算機からの認証依頼 に応じて、前記第3の計算機で認証を行い、当該認証の 結果に応じて、認証済みである旨の証明書データを作成 し、前記第1の計算機に送付するステップと、前記第3 の計算機からの証明書データを受けて、前記第1の計算 機で送付する電子化データに前記証明書データを付して 証明書付きデータとし、前記第2の計算機に送付するス テップと、前記第1の計算機からの証明書付きデータを 受けて、前記第2の計算機で証明書データが未使用のも のであることを確認し、当該証明書付きデータを保管す るステップとを備えたことを特徴とするデータ送付方 法。

【請求項2】第1、第2、第3の計算機が接続されたネットワークを利用し、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記第1の計算機から前記第3の計算機に対して認証を依頼するステップと、前記第3の計算機から認証結

果を受け、前記第2の計算機に送付する電子化データに 前記認証結果を付した認証付きデータとし、前記第2の 計算機に送付するステップとを備えたことを特徴とする データ送付方法。

【請求項3】ネットワーク経由で、第1の計算機から第 2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付 方法であって、前記第1の計算機で、電子化データを圧 縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記第2 の計算機に送付するステップと、前記電子化データを前 記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算 機で、前記電子化データを受信後、当該電子化データと 前記圧縮データとを比較するステップとを備えたことを 特徴とするデータ送付方法。

【請求項4】ネットワーク経由で、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記第1の計算機で、電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で受信を示す受信済みデータを送付するステップと、前記第1の計算機で、前記受信済みデータを受信後、前記電子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記電子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記電子化データと可記圧縮データとを比較するステップとを備えたことを特徴とするデータ送付方法。

【請求項5】ネットワーク経由で、他の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記他の計算機に送付するステップと、前記電の計算機から前記圧縮データを受信した旨の通知を受けて、前記電子化データを前記他の計算機に送付するステップとを備えたことを特徴とするデータ送付方法。

【請求項6】ネットワークで接続された第1、第2、第3の計算機を有し、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付システムであって、前記第1の計算機は、前記第3の計算機に対して認

証を依頼する手段を備え、前記第3の計算機は、前記第1の計算機からの認証依頼に応じて認証を行う手段と、当該認証の結果に応じて、認証済みである旨の証明書データを作成し、前記第1の計算機に送付する手段とを備え、前記第1の計算機は、前記第3の計算機からの証明書データを付して証明書付きデータとし、前記第2の計算機に送付する手段を備え、前記第2の計算機は、前記第1の計算機からの証明書付きデータとし、前記第2の計算機は、前記第1の計算機からの証明書付きデータを受けて、証明書データが未使用のものであることを確認し、当該証明書付きデータを保管する手段を備えたことを特徴とするデータ送付システム。

【請求項7】第1、第2の計算機が接続されたネットワークを利用して、前記第1の計算機へ電子化データを送付するデータ送付装置であって、前記第2の計算機に対して認証を依頼する手段と、前記第2の計算機から認証結果を受けとる手段と、前記第1の計算機に送付する電子化データに前記認証結果を付した認証付きデータを作成する手段と、当該認証付きデータを前記第1の計算機に送付する手段とを備えたことを特徴とするデータ送付装置。

【請求項8】ネットワーク経由で、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付システムであって、前記第1の計算機は、電子化データを圧縮した圧縮データを作成する手段と、当該圧縮データを前記第2の計算機に送付する手段とを備え、前記電子化データを前記第2の計算機は、前記電子化データを受信後、当該電子化データと前記圧縮データとを比較する手段とを備えたことを特徴とするデータ送付システム。

【請求項9】ネットワーク経由で、他の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付装置であって、前記電子化データを圧縮した圧縮データを作成する手段と、当該圧縮データを前記他の計算機に送付する手段と、前記他の計算機から前記圧縮データを受信した旨の通知を受けて、前記電子化データの前記他の計算機への送付を実行する手段とを備えたことを特徴とするデータ送付装置。

【請求項10】第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法を実現するプログラムを格納した記録媒体であって、前記データ送付方法は以下を含む:前記第1の計算機で、電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記電子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記電子化データを受信後、当該電子化データと前記圧縮データとを比較するステップ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正内容】

[0001]

【発明の属する技術分野】本発明は、電子データで各種の書類を送付・受付し、該書類の送付・受付に伴う料金の支払いやその支払い受付を行なうデータ送付方法、装置及びシステム並びにその方法を格納した記録媒体に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正内容】

【0009】本発明は、上述の従来形における問題点に鑑み、インターネットなどを介して通信で電子的な書類提出を行なう際に手数料の支払いが必要な場合において、予納口座のような特別な口座を作る必要が無く、クレジットカードや銀行口座から別フェーズで引き落とし処理を行なうことも無く、また料金を支払う者と書類の提出を行なう者とが異なる場合でも適正に書類提出とその料金支払いを行なうことができるデータ送付方法、装置及びシステム並びにその方法を格納した記録媒体を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正内容】

【0010】また、本発明は、通信で電子的な書類提出を行なう場合に、悪用を許すことなく、提出日時を合理的に決定する仕組みを備えたデータ送付方法、装置及びシステム並びにその方法を格納した記録媒体を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正内容】

[0011]

【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、本発明は、ネットワークで接続された第1、第2、第3の計算機を有し、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記第1の計算機から前記第3の計算機に対して認証を依頼するステップと、前記第1の計算機からの認証依頼に応じて、前記第3の計算機で認証を行い、当該認証の結果に応じて、認証済みである旨の証明書データを作成し、前記第1の計算機に送付するステップと、前記第3の計算機からの証明書データを受けて、前記第1の計算機で送付する電子化データに前記証明書データを付

して証明書付きデータとし、前記第2の計算機に送付するステップと、前記第1の計算機からの証明書付きデータを受けて、前記第2の計算機で証明書データが未使用のものであることを確認し、当該証明書付きデータを保管するステップとを備えたことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正内容】

【0012】また本発明は、第1、第2、第3の計算機が接続されたネットワークを利用し、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記第1の計算機から前記第3の計算機に対して認証を依頼するステップと、前記第3の計算機から認証結果を受け、前記第2の計算機に送付する電子化データに前記認証結果を付した認証付きデータとし、前記第2の計算機に送付するステップとを備えたことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正内容】

【0013】また本発明は、ネットワーク経由で、第1 の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付 するデータ送付方法であって、前記第1の計算機で、電 子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮デ ータを前記第2の計算機に送付するステップと、前記電 子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記電 子化データを前記第2の計算機で、前記電子化データを受信後、当該 電子化データと前記圧縮データとを比較するステップと を備えたことを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正内容】

【0014】また本発明は、ネットワーク経由で、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記第1の計算機で、電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記圧縮データを送付するステップと、前記第1の計算機で、前記第1の計算機で、前記第1の計算機で、前記第1の計算機で、前記第2の計算機で、前記電子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記電子化データを受信後、当該電子化データと前記圧縮データとを比較するステップとを備えたことを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正内容】

【0015】また本発明は、ネットワーク経由で、他の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法であって、前記電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記他の計算機に送付するステップと、前記他の計算機から前記圧縮データを受信した旨の通知を受けて、前記電子化データを前記他の計算機に送付するステップとを備えたことを特徴とする。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正内容】

【0016】また本発明は、ネットワークで接続された 第1、第2、第3の計算機を有し、第1の計算機から第 2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付 システムであって、前記第1の計算機は、前記第3の計 算機に対して認証を依頼する手段を備え、前記第3の計 算機は、前記第1の計算機からの認証依頼に応じて認証 を行う手段と、当該認証の結果に応じて、認証済みであ る旨の証明書データを作成し、前記第1の計算機に送付 する手段とを備え、前記第1の計算機は、前記第3の計 算機からの証明書データを受けて、電子化データに前記 証明書データを付して証明書付きデータとし、前記第2 の計算機に送付する手段を備え、前記第2の計算機は、 前記第1の計算機からの証明書付きデータを受けて、証 明書データが未使用のものであることを確認し、当該証 明書付きデータを保管する手段を備えたことを特徴とす る。また本発明は、第1、第2の計算機が接続されたネ ットワークを利用して、前記第1の計算機へ電子化デー タを送付するデータ送付装置であって、前記第2の計算 機に対して認証を依頼する手段と、前記第2の計算機か ら認証結果を受けとる手段と、前記第1の計算機に送付 する電子化データに前記認証結果を付した認証付きデー タを作成する手段と、当該認証付きデータを前記第1の 計算機に送付する手段とを備えたことを特徴とする。ま た本発明は、ネットワーク経由で、第1の計算機から第 2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付 システムであって、前記第1の計算機は、電子化データ を圧縮した圧縮データを作成する手段と、当該圧縮デー タを前記第2の計算機に送付する手段と、前記電子化デ ータを前記第2の計算機に送付する手段とを備え、前記 第2の計算機は、前記電子化データを受信後、当該電子 化データと前記圧縮データとを比較する手段とを備えた ことを特徴とする。また本発明は、ネットワーク経由 で、他の計算機に対して電子化データを送付するデータ

送付装置であって、前記電子化データを圧縮した圧縮データを作成する手段と、当該圧縮データを前記他の計算機に送付する手段と、前記他の計算機から前記圧縮データを受信した旨の通知を受けて、前記電子化データの前記他の計算機への送付を実行する手段とを備えたことを特徴とする。また本発明は、第1の計算機から第2の計算機に対して電子化データを送付するデータ送付方法を実現するプログラムを格納した記録媒体であって、前記

データ送付方法は以下を含むことを特徴とする:前記第 1の計算機で、電子化データを圧縮した圧縮データを作成し、当該圧縮データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記電子化データを前記第2の計算機に送付するステップと、前記第2の計算機で、前記電子化データを受信後、当該電子化データと前記圧縮データとを比較するステップ。